

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第6号

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- （1）新たに採用された職員であって、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が必要があると認めるもの
- （2）前号に掲げる職員との権衡上必要があると認められる職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。